

申 入 書

2013年11月22日

大 阪 市
市 長 橋 下 徹 様

住 所 大阪市北区西天満6丁目7番4号
大阪弁護士ビル4階
植田勝博法律事務所内
団体名 THEペット法塾
代表者 弁護士 植 田 勝 博
電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

御市には、動物愛護法の「人と動物」を基として、行政をされているとご推察致しますところ、市（県）営住宅の、犬猫飼養に動物を手放すか、住居を出るような行政が現場でなされております。THEペット法塾主催の「動物法交流会・シンポジウム」（平成25年11月2日開催）において、御市においてもこのような状況にあるとの報告がなされました。このような措置は、憲法、公営住宅法、動物愛護法に違反する疑いが強く、必要なことは、動物を飼うことの禁止ではなく、飼う人のマナーと、近隣の理解の啓蒙です。各地の情報によれば、実質上の被害は殆んど認められません。同交流会において、全国各地の事例報告と議論がされて、添付の決議がなされましたので、同決議の内容に治まった公営住宅の運営をされたく申入れを致します。

同 封

- 1 公営住宅とペット飼養に関する決議書
- 2 意見書／事例報告書

2013年11月2日、主催THEペット法塾「動物法交流集会・シンポジウム」

公営住宅とペット飼養に関する決議

本日、全国各地の公営住宅において、ペットの飼養を禁ずる措置を取る行政の問題が報告されました。

3 共同住宅とペット飼養の権利

ペットを巡る社会は、ペットが多くのご家庭で飼われ、犬猫のみでは2150万匹以上（H23、犬1193万匹、猫960万匹、ペットフード協会）が家庭で飼われ、15才以下の人口（約1700万人）を大きく超えている社会とされています。

犬猫や他の家庭内ペットを飼養することは、現在一般的な家庭生活においては通常の生活となっています。これは、動物愛護法の「人と動物との共生」の基本原則であります。

飼養形態が屋外飼養や出入り自由飼養から屋内飼養に変化してきたのに伴い、ペットは家族の一員、大切なパートナーとしての地位が定着しつつあります。

ペット飼養の状況の変化に伴い、集合住宅とペット飼養の問題に対する社会の認識にも変化が見られます。総理府（内閣府の前身）の集合住宅でのペット飼養を認めてよいかどうかについて、平成12年の調査では「飼ってもよい」・「一定のルールを守れば飼ってもよい」と思う人が約60パーセントに達しています。「飼ってはいけない」と思う人は約36パーセントです。

その流れは、平成15年の内閣府の調査でも、基本的に飼養を容認する人の増加傾向が続いています。若年層ほど飼養を容認する傾向が強いという調査結果です。

4 集合住宅とペット

公営住宅法第1条は「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化

的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定めています。これは、憲法25条「健康で文化的な生活を営む権利」に基づくものです。また、「健康で文化的な生活」を営むに足りる住宅とは、ペット飼養、ペットを家族として生活をするということです。これは、憲法13条の自由と幸福追求権に基づくものであります。

また、動物愛護管理法は基本原則（2条）において、「動物の命」「人と動物の共生」が規定され、「動物が命あるものであることにかんがみ、」「何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめないこと」が規定されました。

動物を排除するのではなく、動物との共生の社会を受け入れることが必要です。

5 公営住宅のペット飼養禁止措置の違法性

全国の公営住宅で、一般的に動物飼養を禁ずるという措置の動きがありますが、それは、憲法及び公営住宅法に違反し、公営住宅の居住者の権利や生活を侵害する違法、不法な措置です。

居住環境が密集化していて、市民が自分の生活の平穏や権利を強く主張する傾向が見られますが、他人にも動物にも「お互い様」として許容する姿勢が必要です。人と人、人と動物が、お互いに譲り合って生きるという共生の姿勢が必要です。動物愛護管理法には、動物愛護義務があると規定しています。

6 上記理由により、私達は、行政に対して、公営住宅のペット飼養禁止の措置をしないこと、公営住宅の人と動物がうまく共存できるためのルール作りと迷惑行為の是正をはかり、「動物の命」と「人と動物の共生」を旨として、公営住宅の運営がなされることを求めます。

2013年11月2日

「動物法交流集会・シンポジウム」参加者一同